

身体拘束等適正化のための指針

1. 理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳を侵害するものです。そして、関節の拘縮や、筋力や心肺機能、身体的能力の低下、褥瘡の発生等の身体的弊害、意思に反して行動を抑制されることによる不安や怒り、あきらめ、屈辱、苦痛といった精神的な弊害があります。

当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

2. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関わる基本方針

療育に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育・研修（年1回）の実施
- (2) 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

3. 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

(1) 虐待防止委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になることが想定される場合は、事前に虐待防止委員会を開催し、①切迫性、②非代替性、③一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。また、当該利用者の保護者等と連絡をとり、身体拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。

(2) 利用者本人や保護者等に対するの説明

身体拘束の内容・目的・理由・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努め、個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。

(3) 記録

「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を用いて、やむを得なかった理由、身体拘束の方法、特記すべき心身の状況、拘束開始及び解除の時間などを記録し、保護者に報告する。また、実施した身体拘束の事例や分析結果について職員に周知する。なお、身体拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存する。

5. 身体拘束等適正化に向けた体制

当事業所では、虐待防止員会で身体拘束等の廃止に向け以下の取り組みを行います。

- (1) 事業所内等での身体拘束廃止に向けた現状把握及び改善の検討
- (2) 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
- (3) 身体拘束を実施した場合の記録の確認及び分析
- (4) 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

6. 指針の閲覧について

当事業所の身体拘束等適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び保護者等が自由に閲覧できるように、各施設にて掲示いたします。

附則

この指針は、令和4年10月19日より施行する。